

道路交通法違反関係職員懲戒処分等基準内規

(趣旨)

第1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をした職員に対する懲戒処分等の基準については、この内規の定めるところによる。

(懲戒処分等の種類)

第2 懲戒処分等の種類は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定により懲戒処分として行う戒告、減給、停職及び免職並びに次項に定めるところによって行う訓告とする。

2 訓告は、職員が再び違反行為をすることのないようその将来を戒めるために行う戒告以外の訓戒で、訓告書（別記様式）を交付して行うものとする。

(懲戒処分等の基準)

第3 懲戒処分等（酒気帯び運転、共同危険行為等禁止違反及び特定違反行為に係るものを除く。）の基準は、職員の違反行為に係る違反点数に応じ次の表の定めるところによる。ただし、違反行為が、人命救助、災害時等の緊急避難的行為によるものであるときは、この限りでない。

懲戒処分等	違反点数
訓告	5点
戒告	6点以上12点未満
減給	12点以上19点未満
停職	19点以上26点未満
免職	26点以上

2 減給及び停職の効果は、違反点数に応じて決定する。

(違反点数)

第4 違反点数は、職員の違反行為に応ずる基礎点数、加重点数及び軽減点数の合計点数とする。

(基礎点数)

第5 基礎点数は、職員の違反行為に応じ道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の基礎点数及び付加点数の合計点数とする。

(加重点数)

第6 加重点数は、職員の違反行為その他の事情に応じ次の表に掲げる点数以内でその都度定める点数とする。

加重する事情	点数
(1) 公用車の運行管理に関する規定又は命令に違反したとき。	5点
(2) 違反行為の内容が特に悪質であるとき。 (3) 過去2年以内に訓告以上の懲戒処分等を受けた者であるとき。 (4) 自動車運転者である職員が公用車に係る違反行為をしたとき。 (5) 違反行為により市に与えた損害が著しく大きいとき。	3点
(6) 係長又はこれに相当する職以上の職にある職員であるとき。 (7) その他加重することが適当と認められる事情があるとき。	2点

(軽減点数)

第7 軽減点数は、職員の違反行為その他の事情に応じ次の表に掲げる点数以内でその都度定める点数とする。

軽減する事情	点 数
(1) 被害者に重過失があるとき。	5 点
(2) 被害者に過失があるとき。 (3) 違反行為に係る公用車の運行に公務上緊急重要性が特に認められるとき。	3 点
(4) 日常の勤務成績が特に優秀なとき。 (5) その他軽減することが適当と認められる事情があるとき。	2 点

(酒気帯び運転等の懲戒処分)

第8 次の違反行為について、道路交通法施行令別表第2の基礎点数を付された職員は、免職とする。

(1) 酒気帯び運転

(2) 共同危険行為等禁止行為

(3) 特定違反行為

2 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、飲酒を勧め、又は車両を提供した職員及び飲酒運転であることを知りながら、これに同乗した職員は、免職とする。

(運行管理者等の懲戒処分等)

第9 職員の違反行為について、次の職員に責任があると認められる場合は、その責任の程度、運転者である職員に対する懲戒処分等その他の事情を考慮して懲戒処分等を行う。

(1) 運行管理者

(2) 安全運転管理者

(3) 整備管理者

(4) 公用車取扱責任者

(5) 同乗者（第8第2項後段に該当する者を除く。）

(6) 関係上司

(7) 前各号のほか、違反行為について責任があると認められる職員

(補則)

第10 この内規により難い事案の取扱いについては、その都度、宮古市職員分限懲戒審査委員会における審査に基づき、別に定める。

附 則

この内規は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式

1 違反行為をした職員に対するもの

年 月 日

氏 名

任命権者

訓 告 書

あなたは、 年 月 日（違反行為の場所及び内容）をした。

この様な行為が、公務員の本分に照らしはなはだ遺憾なものであることは改めていうまでもない。

あなたは、このことを強く反省し、重ねてこのような行為を繰り返すことのないよう厳に注意されたい。

以上、訓告する。

別記様式

2 違反行為をした職員以外の職員に対するもの

年 月 日

氏 名

任命権者

訓 告 書

(違反行為をした職員の氏名) が、 年 月 日 (違反行為の場所) において (違反行為の内容) をしたことは、誠に遺憾である。

事件の状況にかんがみ、この責任は、当該職員のみならず (関係地位) であるあなたにもあるものといわざるを得ない。

あなたは、このことを強く反省し、今後その職務の遂行に当たっては、重ねてこのような事態を起こすことのないよう厳に注意されたい。

以上、訓告する。

懲戒処分の基準（酒酔い運転等以外）

1 基礎点数 道路交通法施行令 別表の基礎点数及び 付加点数の計 (内規第5)		点数	計(点)
2 加重点数 (内規第6)			
3 軽減点数 (内規第7)			
4 違反点数 (内規第4) (1 + 2 + 3)			

参考

道路交通法違反行為に対する違反点数

1 違反行為に付する基礎点数

違反行為の種類	点数
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反	25点
酒気帯び（0.25未満）無免許運転	25点
無免許運転又は酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等	19点
酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等	16点
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等	15点
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等	14点
酒気帯び運転（0.25未満）	13点
大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	12点
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、無車検運行又は無保険運行	6点
速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、保管場所法違反（道路使用）	3点
速度超過（20以上25未満）、通行禁止違反、追越し違反、安全運転義務違反、保管場所法違反（長時間駐車）など	2点
速度超過（20未満）、指定通行区分違反、駐停車違反、無灯火違反、定員外乗車、幼児用補助装置使用義務違反など	1点

2 特定違反行為に付する基礎点数

特定違反行為の種類	点数
運転殺人等又は危険運転致死	62点
運転傷害（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷（治療期間3月以上又は後遺障害）	55点
運転傷害（治療期間30日以上）又は危険運転致傷（治療期間30日以上）	51点
運転傷害（治療期間15日以上）又は危険運転致傷（治療期間15日以上又は後遺障害）	48点
運転傷害（治療期間15日未満又は建造物損壊）又は危険運転致傷（治療期間15日未満）	45点
酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反	35点

3 違反行為に付する付加点数（交通事故の場合）

交通事故の種類	違反者の不注意	左の場合以外
死亡事故	20点	13点
治療期間が3月以上又は後遺障害があるもの	13点	9点
治療期間が30日以上3月未満	9点	6点
治療期間が15日以上30日未満	6点	4点
治療期間が15日未満	3点	2点

道路交通法違反関係職員に対する減給及び停職期間等

道路交通法違反関係職員懲戒処分等基準内規（平成17年6月制定。以下「内規」という。）第3第2項の減給及び停職の期間等は、次のとおりとする。

(1) 内規第3第2項の減給

違反点数	減給期間及び減額
12点	1月10分の1
13点	2月10分の1
14点又は15点	3月10分の1
16点	4月10分の1
17点	5月10分の1
18点	6月10分の1

注 違反点数とは、内規第4の違反点数をいう（次号において同じ。）。

(2) 内規第3第2項の停職

違反点数	停職期間
19点	1月
20点	2月
21点又は22点	3月
23点	4月
24点	5月
25点	6月

注 基礎点数とは、道路交通法施行令別表第2の1の表の基礎点数をいう。

酒気帯び以外

例1

主査が、スピード違反28km、前方不注意により人身事故（治療期間2月）

1 基礎点数 14点

5点（道交法基礎点数 速度超過25以上30未満で3点、安全運転義務違反で2点）

9点（道交法付加点数 治療期間が30日以上3月（不注意））

2 加重点数 2点（主査職）

3 軽減点数 0点

計 14点+2点=16点 処分 減給 4月 10分の1（内規第3から第7までを適用）

例2

主事が、不注意により死亡事故

1 基礎点数 22点

2点（道交法基礎点数 安全運転義務違反）

20点（道交法付加点数 死亡（不注意以外））

2 加重点数 0点

3 軽減点数 0点

計 22点 処分 停職 3月（内規第3から第7までを適用）

酒気帯び関係

例3

酒気帯び（0.25未満）スピード違反20kmで、治療期間3月

1 基礎点数 14点（道交法基礎点数 酒気帯び（0.25未満）速度超過25未満）

処分 免職（内規第8第1項適用）

例4

酒気帯び（0.25未満）で、治療期間45日

1 基礎点数 13点（道交法基礎点数 酒気帯び（0.25未満））

処分 免職（内規第8第1項適用）

例5

酒気帯び（0.25未満）スピード違反28km

1 基礎点数 15点（道交法基礎点数 酒気帯び（0.25未満）速度超過25以上30未満）

処分 免職（内規第8第1項適用）

例6

酒気帯び（0.25未満）スピード違反28km（同乗者）

1 基礎点数 15点（道交法基礎点数 酒気帯び（0.25未満）速度超過25以上30未満）

処分 免職（内規第8第2項適用）